

問 20

Q

勤務していた事業所が廃業してしまい、実務経験証明書を作成してもらえません。
この場合、どのような手続きをとれば受験ができますか？

A

事業所が廃業しているため、実務経験証明書を作成してもらうことが困難な場合は、以下を参考にしてください。

※なお、この取り扱いは、廃業(閉鎖)した事業所、または書類の保存期間が経過して廃棄されている等、証明できない場合の実務経験の有無を確認する場合の対応です。

※提出された書類以外でも、審査の段階で追加提出を求める場合があります。

当時の理事長や施設長、事務長等の事業所を代表する方が、あなたの勤めていた時の勤務実績を確認できる書類（雇用契約書、出勤簿、勤務記録等）を保管している。

はい

いいえ

当時の責任者や破産管財人などが、当時の勤務記録や出勤状況、業務内容のわかる書類を有し、その実務経験を証明できる場合には、その方（個人）に実務経験証明書を発行していただいても構いません。

ただし、その場合には、証明者の立場を確認できる書類（公的機関に提出し、収受された事業所開設届や廃止届など）を添付していただく必要があります。

【審査に必要な書類】

- ①実務経験証明書（様式3-1）
※証明印は証明者の個人印で発行
- ②事業所の開業日及び廃業日がわかる書類
- ③事業所開設届や廃止届、職員機構図、職員名簿等
（実務経験証明書証明者が当該事業所に所属していたことがわかる書類）

1 下記①～④の内容のすべてを確認できる書類を自身で保管している。

- ①従事期間
- ②従事期間における従事日数
- ③職種
- ④業務内容

※①～④は「実務経験証明書」で必要とされている項目です。

（例：給与明細書、シフト表、雇用契約書、過年度の実務経験証明書等）

2 下記の①もしくは②のいずれか準備できる

- ①（廃業の場合）
廃業したことが確認できる書類を提出できる（例：廃業届等）
- ②（書類の保存期間が経過している場合）勤務実態を確認できる書類を保存していない事を現事業所に証明を依頼できる

はい

※上記1および2の書類が準備できる

いいえ

北海道介護支援専門員協会に連絡してください。

☎011-596-0392

※自身が保管している書類が審査可能か協議させていただきます。保管している書類で受験要件を確認できない場合は、当該事業所での期間は算定できません。

当該事業所での期間の算定は不可能です。

※自身で保管している書類が審査不可と判断した場合。

※保管している書類が審査可能と判断した場合。

自身が保管している、給与明細書、雇用契約書等をもとに申告してもらうことにより、実務経験証明書に代えて審査することが可能になります。